

IMO 第9回人的因子訓練当直小委員会（HTW 9）の主な審議結果

1. STCW条約及びコードの包括的な見直し

(1) 背景

EU加盟国、豪州、カナダ、フィリピン、シンガポール、国際海運会議所（ICS）及び国際海事大学連合（IAMU）が、共同でSTCW条約及びコードの包括的な見直し及び改訂に関する新規作業計画をMSC 104に提案しました。当該委員会において作業計画が承認され、今次会合より新規議題となりました。

また、MSC 105はHTWに対し、海運業界における性的な嫌がらせを含むいじめ及びハラスメントに対応するため、義務的な船員の訓練規定の策定を優先事項として指示しました。

(2) 審議結果

STCW条約及びコードの包括的な見直しに関しては、その目的及び原則が合意されました。他方、当該条約において見直しを行う範囲、改正のための作業計画については、時間の制約により審議が終わらず、コレスポネンス・グループ（CG）を設置し、引き続き議論することになりました。

また、いじめ及びハラスメントの防止及びこれに対応するための船員の訓練規定については、米国より提案された改正案をベースに議論が行われました。結果、いじめ及びハラスメントの防止及びこれに対応するための訓練として、STCWコードA部第VI/1-4表（個々の安全及び社会的責任における最低限の要件）の改正案について、最終化しました。

更には、個々の安全及び社会的責任に関する既存のモデルコース（モデルコース1.21）について、いじめ及びハラスメントの防止及びこれに対応する能力を含めるための改正についても、上記のCGで議論されることになりました。

2. STCW-F条約の包括的な見直し

(1) 背景

2015年6月の第95回海上安全委員会（MSC 95）において、日本、アイスランド、カナダ、ノルウェー及びニュージーランドの共同提案により、1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW-F条約）を包括的に見直すこととなり、これまで本小委員会において条約改正案の検討が進められてきました。

日本は、これまで他国とも連携しながら条約改正案等を多数提案し、かつ、コレスポネンス・グループ（CG）のコーディネーター¹を務めるなど、審議に大きく貢献してきました。

(2) 審議結果

<改正STCW-F条約及びコード案>

今次会合では、改正STCW-F条約及びコード案の最終化を目標に、主に次に掲げる内容

¹ 審議開始当初より4回に渡り（独）海技教育機構の巢籠大司氏が就任、HTW8-9間のCGにおいては同機構の松島功記氏が就任。

について審議しました。

- ・ アイスランド等より、改正条約及びコード上で「漁船員」を示す用語として、現行STCW-F条約で使用されている「fishing vessel personnel」ではなく、ILO漁業労働条約(C188)で使用されている「fisher」を使用するよう改正する提案が出されました。「fisher」に置き換える場合は手続き上の問題が生じる恐れがあり、議場で賛否が分かれたことから、IMO事務局より国連法務局条約部門に協議の上、MSC 107においてさらに検討することになりました。
- ・ GMDSS近代化に付随する改正事項については、作業部会において審議した結果、改正STCW-F条約及びコード案において漁船の安全のためのケープタウン協定²で使用されていない「GMDSS」という用語を使用することに法的懸念が生じたことから、IMO事務局に法的側面に係る助言を要請し、MSC 107においてさらに検討することになりました。
- ・ 現行STCW-F条約の第4章当直については、規則に詳細な要件が規定されているところ、要件の内容を変えないことを前提に、条約の構造をSTCW条約に合わせ、現行規則の要件のうちSTCWコードの要件に相当するものを改正STCW-Fコード案に新設することに合意しました。

以上の審議を踏まえ、小委員会は、MSC 108における採択を目指し、改正STCW-F条約及びコード案をMSC 107に提出することに合意しました。

<漁船員の健康検査に関するガイドライン案>

HTW 8 において、商船員と漁船員の健康検査における違いを考慮し、「船員の健康検査に関するガイドライン (STCW.7/Circ.19/Rev.1)」を基に「漁船員の健康検査に関するガイドライン」案を作成することがCGに付託されました。今次会合においては、CGが作成したガイドライン案について未決事項の審議を進めました。当該ガイドライン案は、MSC 108における承認に向け、2024年第1四半期に開催予定のILO/IMO合同作業部会においてさらに審議の上、最終化される予定です。

3. その他

(1) IMO モデルコースの作成・見直し

IMO モデルコースは、IMO が採択・策定した条約等に定められた知識及び技能を身に付けるための訓練プログラムや教材の一例を各国政府、教育機関等に提供することを目的として作成されています。IMO では、刻々と変化する海事業界の状況に応じて、新規モデルコースの作成及び既存モデルコースの見直しが行われています。

今次会合では、以下のモデルコースの改正案について審議され、条約等に定められた能力要件を満たすことができる内容であると検証されました。

- ・ 救命筏及び高速救助艇を除く救助艇の能力 (モデルコース1.23)
- ・ 高速救助艇の能力 (モデルコース1.24)

² 1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定 (未発効)

・ 防火と消火（モデルコース1.20）

（２） 資格証明の要件として求められる乗船訓練の質を確保するための対策

STCW条約においては、資格証明の要件として乗船訓練を受けることが求められています。世界中で社船を中心に実施されている乗船訓練において、適切に訓練が実施されていないこと等の実態を踏まえ、乗船訓練の質を確保すること等を目的としてその対策について本小委員会で検討がなされていました。本議題については、今後、STCW条約及びコードの包括的見直し（上記１．）の一環として検討されることになりました。

（３） 船舶バラスト水規制管理条約に関連する船員の訓練規定の策定

船舶バラスト水規制管理条約（BWM条約）に関する船員の訓練規定の策定について、本小委員会で検討がされていまして、本議題については、今後、STCW条約及びコードの包括的見直し（上記１．）の一環として検討されることになりました。

（以上）